

# 千葉県市民活動支援組織ネットワーク運営方針

平成27年4月1日 一部改正

平成28年4月20日一部改正

平成31年3月29日一部改正

## 第1 目的

市民活動の支援体制の一層の強化に向けて、県内の市民活動支援組織の支援力向上を図るため、県内の市民活動支援組織が連携して、「千葉県市民活動支援組織ネットワーク」(以下、「本会」という)を組織する。

## 第2 事業

本会は、市民活動支援組織の支援力向上を図るため、以下の事業を実施する。

- 1 市民活動支援組織間の情報交換
- 2 市民活動支援組織を対象とした研修等
- 3 市民活動支援において必要な調査研究

## 第3 構成組織

本会は、会の趣旨に賛同し参加を希望する、以下の市民活動支援組織により構成する。なお、参加希望は県が毎年度照会を行うものとする。

- 1 市町村市民活動担当課
- 2 市町村市民活動支援センター（及びその運営主体）
- 3 民間市民活動支援組織  
ただし、以下を条件とする。
  - ・分野を特定しない市民活動の支援を行っていること
  - ・事務所が県内にあり業務連絡体制が整備されていること
  - ・市民活動に関する相談に応じることができる職員がいること
- 4 千葉県ボランティア・市民活動支援センター（千葉県社会福祉協議会）
- 5 千葉県県民生活・文化課（以下、「県」という）

## 第4 県の役割

県は、事務局を務め、本会への参加や幹事会への参加希望の照会や各種調査、また、第5で定める会議等の実施判断及び招集をはじめとする、本会の運営に必要な事務を行う。

## 第5 会議等の種類

本会で実施する会議等の種類は以下のとおりとする。

- 1 千葉県市民活動支援組織ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という）
- 2 千葉県市民活動支援組織ネットワーク幹事会（以下、「幹事会」という）
- 3 千葉県市民活動支援組織ネットワーク作業部会（以下、「作業部会」という）

## 第6 ネットワーク会議

- 1 ネットワーク会議は、本会の事業及び運営等の議論や支援力向上に向けた研修会のほか、本会の各構成組織の持つ知見の共有や課題の検討等を行う場とする。

- 2 第7の2で定める幹事団体は、県に対しネットワーク会議の実施を提案することができる。

## 第7 幹事会

- 1 幹事会は、本会をより効果的に運営するために実施し、運営の方向性やネットワーク会議等の各種会議の企画検討を行うことができる。
- 2 幹事会を構成する団体（以下、「幹事団体」という）は、本会の構成組織からの希望制とする。  
なお、希望のあった直近に開催するネットワーク会議での報告によって、幹事団体となるものとする。
- 3 幹事団体への希望は、県が毎年度照会を行うものとする。
- 4 幹事団体は、県に対し幹事会の実施を提案することができる。

## 第8 作業部会

- 1 作業部会は、本会の事業実施のために必要に応じて、県と幹事会が設置を検討し、県が設置することができる。
- 2 作業部会は、以下の事業を県に対して企画提案できる。  
なお、企画提案のあった事業の実施に当たっては、県と協力して実施するものとする。
  - ・ 市民活動に関わる広く一般の県民等を対象とした研修会等
  - ・ 市町村またはNPO法人等を対象とした市民活動に関する調査研究等
- 3 本会の構成組織は、県に対し作業部会の設置を提案することができる。
- 4 作業部会の事業の実施に当たっては、必要に応じて幹事会への報告や協議を行うものとする。

## 第9 その他

- 1 本会の事業については、年度ごとに完了させることを要せず、必要に応じて複数年度にわたる検討を可能とする。
- 2 本会の事業については、効果的な内容とするため、構成組織の希望を聞きながら、県民活動の推進に係る他事業との連携を含めて、弾力的に実施する。